

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県東広島市志和町七条栴坂10488番地160

氏名 株式会社スナダ 代表取締役 砂田 恭延

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和 5年 3月14日

許可の有効年月日

令和10年 3月13日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じた
ものを除く。）、がれき類

（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、自動車等破砕物及び
特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上7種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 3月14日 新規許可

平成30年 3月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無